

岐阜県公報

第二千五百八十八号
平成二十六年十月十日
(金曜日)

目次

告示

平成二十五年度決算に基づき算定した健全化判断比率	(財政課)	六三三
平成二十五年度決算に基づき算定した資金不足比率	(同)	六三三
岐阜県母子及び寡婦福祉資金貸付金の収納事務の委託	(子ども家庭課)	六三四
保安林に指定する予定である旨の通知	(治山課)	六三四
道路の区域変更	(道路維持課)	六三八
道路の供用開始	(同)	六三八
兼用工作物の管理の方法についての協議	(河川課)	六三九
公 示		
特定非営利活動法人の設立認証申請	(環境生活政策課)	六三九
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	(同)	六四〇
落札者等に関する公示	(環境管理課)	六四〇
大規模小売店舗の変更の届出に関する件	(商業・金融課)	六四〇
土地改良事業計画の変更の届出に関する件	(農地整備課)	六四一
土地改良事業計画の変更認可	(同)	六四一
公共測量の終了	(用地課)	六四一
落札者等に関する公示	(道路維持課)	六四二
市街地再開発組合の設立認可	(街路公園課)	六四二
落札者等に関する公示	(会計課)	六四二

告示

岐阜県告示第五百七十号

平成二十五年度決算に基づき算定した健全化判断比率は、次のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第三条第一項の規定により公表する。

平成二十六年十月十日

岐阜県知事 古田 肇

(単位：%)

県費赤字比率	道庁県費赤字比率	県費公債比率	将来償還比率
(3.75)	(8.75)	17.0 (25.0)	202.2 (400.0)

(注) 1 () 内には、それぞれの比率に係る早期健全化基準を記載した。

2 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、それぞれ「」を記載した。

岐阜県告示第五百七十一号

平成二十五年度決算に基づき算定した資金不足比率は、次のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第二十二條第一項の規定により公表する。

平成二十六年十月十日

岐阜県知事 古田 肇

会計の名称	資金不足比率
岐阜県水道事業会計	(20.0)
岐阜県工業用水道事業会計	(20.0)
岐阜県流域下水道特別会計	(20.0)

(単位：%)

(注) 1 () 内には、経営健全化基準を記載した。

2 資金不足額がないため、それぞれ「」を記載した。

岐阜県告示第五百七十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、岐阜県母子及び寡婦福祉資金貸付金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十六年十月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 受託者の所在地及び名称

東京都中央区勝どき一丁目七番三号 勝どきサンスクエア三階
中央債権回収株式会社

二 委託した事務の範囲

岐阜県母子及び寡婦福祉資金貸付金の借受人に係る滞納金の収納事務

三 委託期間

平成二十六年八月二十六日から平成二十九年三月三十一日まで

岐阜県告示第五百七十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年十月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市加子母字平田二三五一の二〇四、二三五一の二〇五、二三五一の二九七から二三五一の一九九まで、二三五一の二〇八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百七十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年十月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市付知町字小峠九〇五六の七、九〇五六の七二、九〇五六の七三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字小峠九〇五六の七、九〇五六の七二（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部 治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年十月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市付知町字小洞口六七三二の二、六七三二の四、字国造六七四三三の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年十月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市上矢作町字長根三六五四の一、三六五四の二、三六五五の一、三六八七の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年十月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所
 飛驒市古川町谷字松葉ヶ谷二〇一九から二〇二二まで・二〇二九（以上五筆）について次の図に示す部分に限る。（）

二 指定の目的
 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年十月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛驒市古川町畦畑字柳ヶ洞二三四二の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年十月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛驒市河合町大谷字深谷一〇〇、字細畑九七

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年十月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛驒市河合町角川字大クゴ二八九九の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年十月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛驒市宮川町林字牧戸越六一八の八、六一八の九、字大ナラサコ六一九の四から六一九の六まで

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。)

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年十月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛驒市神岡町森茂字宮ノ平一六二九の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。)

備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第五百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年十月十日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）	備考
県道	多治見線 八百津線	多治見市虎深山町三丁目 一七番三地先から 同市同 町四丁目 四五番地先まで	後	一〇・六 二五・一	一八五・二	
			前	九・七 一〇・三	一八五・二	

岐阜県告示第五百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年十月十日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）	備考

岐阜県告示第五百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年十月十日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）	備考
県道	川美濃線	関市下之保字落合二八五 〇番三地先から 同市同 字同 二八五 三番三地先まで	後	六・二 二六・二	七六・五	
			前	二〇・四 二九・二	七六・五	

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）	備考
県道	金関山線	関市下之保字落合二八五 一番二地先から 同市同 字五反田二八 二三番四地先まで	後	一〇・五 二四・〇	一四〇・〇	
			前	一〇・五 三〇・〇	一四〇・〇	

岐阜県告示第五百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年十月十日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）	備考

道路の種類	白鳥線	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定又は変更の告示年月日ほか)
県道	板取鳥線	関市板取字和平四〇四一番一 地先から 同市同 字杉沢三八四番一 地先まで	四〇〇	平成 二六・一〇・一〇	平成 三三・七・二

岐阜県告示第五百八十七号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、岐阜県土木整備部河川課及び岐阜県可茂土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 河川の名称
木曾川水系迫間川
- 二 河川管理施設の名称又は種類
木曾川水系迫間川左岸堤防
- 三 河川管理施設の位置
加茂郡坂祝町勝山字縄手二二九番地先から
同町同字同二六二番一地先まで
- 四 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 坂祝町
住所 加茂郡坂祝町取組四十六番地十八
代表者の氏名 町長 南山 宗之

- 五 管理の内容
- 1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 - 2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一メートルまでの範囲内にあるものについての維持
 - 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 六 管理の期間
平成二十六年八月二十六日から道路が存しなくなる日まで

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年九月八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人岐阜ダンスクラブ HEART B E A T
- 三 代表者の氏名 廣瀬 康顕
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県瑞穂市別府五二三番地五
- 五 定款に記載された目的 この法人は、児童及び青少年に対して、ダンスを通じ、礼儀作法、協調性、自己表現力や創造力等、豊かな人間性を育む教育指導に関する事業を行い、子ども達の健全育成及び次世代の文化芸術の担い手の育成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十月十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年九月二日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ハートネット
- 三代 表 者 の 氏 名 大坪 徹
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市新宮町三三九一番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、障害者の自立支援活動に関する事業を行い、誰もが自分の力を発揮できるまちづくりを寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十月十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年九月八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人わくわくプラザ
- 三代 表 者 の 氏 名 宮田 佳子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県下呂市森二三四番地の一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、広く市民に対して、各種団体のネットワークを活用しながら、市民協働型の「まちづくり」に関する

る事業を行い、活力ある地域社会作りに寄与することを目的とする。

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第二百十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十六年十月十日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 岐阜県大気汚染監視システムシステム構築及び運用業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成26年7月15日
- 4 落札者を決定した日 平成26年8月29日
- 5 落札者の住所及び氏名 兵庫県神戸市灘区北町四丁目5 22
株式会社神鋼エンジニアリング&メンテナンス
代表取締役 佐藤 孝彦
- 6 落札金額 57,240,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
(1) 部署の名称 岐阜県環境衛生部環境管理課
(2) 所 在 地 岐阜市数田郡二丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年十月十日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し

見書を提出することができる。

平成二十六年十月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十六年十月一日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ユタカファーマシー

三 建物の名称及び所在地

ドラッグユタカ旭ヶ丘店

多治見市旭ヶ丘十丁目六 二三

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社ユタカファーマシー 代表取締役社長 高木 裕

(変更後) 株式会社ユタカファーマシー 代表取締役社長 羽田 洋行

土地改良事業計画の変更の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十月十日

岐阜県知事 古 田 肇

高須輪中土地改良区	施行者名	施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
羽津島市	羽津島市役所	羽津島市役所	同	平成二六・一〇・一〇から二六・一一・一一まで

土地改良事業計画の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により公示する。

平成二十六年十月十日

岐阜県知事 古 田 肇

施行者名	施行に係る地区名	認可年月日
金山町東沓部土地改良区	金山町東沓部土地改良区	平成二六・九・三〇

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により防衛省東海防衛支局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
防衛省東海防衛支局
- 二 作業種類
公共測量（用地実測図作成及び基準点測量）
- 三 作業期間
平成二十六年六月七日から
同 年九月十六日まで
- 四 作業地域
各務原市那加楠町、那加大東町及び鷓沼三ツ池町

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十六年十月十日

岐阜県民事 中 田 謙

1 特定役務の名称及び数量 岐阜県道路雪情報システム気象観測機器保守点検業務

一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成26年 8 月 4 日

4 落札者を決定した日 平成26年 9 月 16 日

5 落札者の住所及び氏名 岐阜市北島二丁目 3 23

NTTビジネスソリューションズ株式会社東海支店

ITビジネス本部岐阜営業所長 大場 雅夫

6 落札金額 83,160,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県県土整備部道路維持課

(2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目 1 番 1 号

中垣町民団地組合の設立認可

岐阜市団地開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一條第一項の規定により、次の中垣町民団地組合の設立を認可したので、同法第十九條第一項の規定により公示する。

平成二十六年十月十日

岐阜県民事 中 田 謙

1 組合の名称

中垣町民団地組合

2 事業執行期間

平成二十六年十月十日から

平成三十一年三月三十一日まで

三 施行地区

事業計画書において表示するところ

四 事務所の所在地

岐阜市神田町六丁目七番地二

五 設立認可の年月日

平成二十六年十月十日

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示板のほか、組合が選定し認める場所に掲示する。

八 権利交換を希望しない旨の申出を要するところがある期間

平成二十六年十月十日から

同 年十一月八日まで

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十六年十月十日

岐阜県民事 中 田 謙

1 調達物品等の名称及び数量 交通事故総合管理システム機器等の賃貸借等 一式

2 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成26年 6 月 30 日

4 落札者を決定した日 平成26年 8 月 27 日

5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区錦一丁目17番1号

NECキャピタルソリューション株式会社中部支店

支店長 星野 和隆

6 落札金額 125,656,704円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

報 告 書

- (1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課
- (2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

岐阜県警察本部の公告

岐阜県警察本部は、特定役務の名称及び数量、交換ネットワークシステムの構築並びに通信回線の構築及び貸借業務一式

平成二十六年十月十四日

岐阜県警察 田 田 署

- 1 特定役務の名称及び数量 交換ネットワークシステムの構築並びに通信回線の構築及び貸借業務一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成26年7月22日
- 4 落札者を決定した日 平成26年9月2日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市北島二丁目3番23号
NTTビジネスソリューションズ株式会社東海支店
ITビジネス本部岐阜営業所長 大場 雅夫
- 6 落札金額 55,166,400円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課
 - (2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

平成二十六年十月十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社